

日銀のマイナス金利の導入が変動金利型貸付における 利息の支払に及ぼす影響

—マイナスローン金利の問題を中心に—

弁護士 後藤 出

<背景>

日本銀行(以下「日銀」という。)は、2016年1月29日の政策委員会・金融政策決定会合において、金融機関が保有する日銀の当座預金を基礎残高、マクロ加算残高、政策金利残高の3段階の階層構造に分割し、このうち政策金利残高に-0.1%のマイナス金利を適用することを決定し、2月16日からこれを実施している。

このマイナス金利の実施に伴い、2月17日、金融機関の間で短期資金を融通し合うコール市場(無担保コール翌日物)でマイナス金利での取引が成立し、また、それに先立つ2月9日には、長期金利の代表的指標である10年物国債の利回りがマイナスを付けるなど、金融市場に様々な影響が広がりつつある。このような状況の中、今、LIBOR、TIBOR等の金利指標も近い将来マイナスとなるのではないかということが現実味を以て語られている。

LIBOR、TIBOR等の金利指標は、基準金利に所定のスプレッドを上乗せした利率を適用利率とする変動金利型貸付や変動利付債における基準金利として広く利用されているが、それらの金利指標がマイナスとなりスプレッドをすべて食いつぶした場合、適用利率までマイナスとなる可能性がある。その場合、現在用いられている貸付契約(社債要項)のもとで、貸主(社債権者)はマイナスの適用利率で算出された金額を利息として借主(社債発行会社)に支払う義務があるのかという問題が今議論になりつつある^{注1}。

<テーマ>

本ニュースレターは、マイナスの適用利率で算出された利息の支払義務の問題について、変動金利型貸付の場合に絞り、かつ、貸付契約において、「借入人は、利払日において、元本金額に適用利率と当該利払日に対応する利息計算期間の実日数を乗じて算出した利息を貸付人に対して支払う」旨の標準的な利息条項が定められていることを前提に論じるものである。なお、この問題は諸事情を総合的に考慮して行う契約解釈の問題であり、ここでその全体像について網羅的に論じることは到底できない。本ニュースレターでは、かかる契約解釈において比較的簡単にマイナスの利息を貸主が支払う義務を否定するために用いられる二つのアプローチについてコメントを述べ、検討の方向性を示唆するに留める。

<コメント>

1. 「利息」の意味からのアプローチ

(1) アプローチの内容

「利息」の法律上の意義については、取引上の概念に従い、通常「金銭その他の代替物の使用の対価として、一定利率により、元本の額とその使用期間とに比例して支払われる金銭その他の代替物」とされている^{注2}(以下「通説的意味」という。)。貸付

契約において用いられている「利息」がかかる通説的意味を有すると解されるなら、それは「金銭の使用の対価」であり、借主が支払うべきものであるところ、マイナスの適用利率で算出された金額(以下「マイナスローン金利」という。)は、それが貸主から借主に支払われるべきものである限り「利息」にはあらず、したがって利息条項に基づき貸主に支払義務が生じることはないということになる³。

(2) 契約解釈としての「利息」の意味の確定

民法、商法、利息制限法などの法律における「利息」の意味は、当該法令の目的に合致した判例や学説等により確立されたものでなければならないが、契約書で用いられる用語の意味は当事者の合意内容を表すものであり、それをどのように確定するかは契約の解釈の問題である。かかる解釈の結果によっては、貸付契約における「利息」が、通説的意味より拡大された意味、即ち、金銭を使用させる側が使用する側に支払う対価も包含する意味(以下「拡大された意味」という。)を有する、すなわちそれが当事者の合意内容であると解されることもあり得よう。そのように解された場合は、「利息」という用語を用いていることのみを根拠に、利息条項に基づく貸主のマイナスローン金利の支払義務を否定することはできないこととなる。

そこで、本アプローチを適用する前提として、貸付契約の解釈により、いかなる場合に「利息」が通説的意味を有すると解され、いかなる場合に「拡大された意味」を有すると解されるかが検討されなければならない。

(3) 「利息」の意味を解釈するための基準

一般に、契約上の文言の解釈については、まず当事者の共通の意思を探求し、それが明らかにならないときは、契約締結時の事情、取引上の慣習及び契約の主要な目的を解釈の基準とするといわれている⁴。

そこで、契約上の「利息」の意味についても、まず、当事者の共通の意思の探求が行われる。貸主、借主共通の意思として、「利息」に「拡大された意味」を付与したということが明らかであれば、「利息」の意味はそのようなものとして解される。しかし、実際に問題となるのは、「利息」の意味について貸主と借主の見解が異なる場合、すなわち、貸主は通説的意味であると主張し、借主は「拡大された意味」であると主張する場合であろう。そのような場合、当事者の共通の意思は明らかではないことが多く、次のステップとして、契約締結時の事情、取引上の慣習、契約の主要な目的が参照されることになる。

契約における「利息」の意味の確定にあたっては、これらの基準の中で、取引上の慣習がまずは手がかりになると思われる。この取引上の慣習は、「取引社会において、そこに属する一定範囲の者の中で、取引の度に反復して行われる行動であって、契約が締結される当該具体的取引の際にも観察しうると期待できる程度にまで一般的かつ統一的に認識できるもの」と解されている⁵。かかる「取引上の慣習」の意味を踏まえると、契約上の「利息」の意味を確定するにあたっては、契約締結時において両当事者が反復的に行っていた、または両当事者の周辺で反復的に行われ両当事者により認識されていた貸付取引と同種の取引において、「利息」という用語がどのように理解され、用いられていたかということが参照されるべきであると理解される。このような形で取引上の慣習を参照しつつ、個別的な事情として契約締結時の事情あるいは契約の主要な目的で参考となる事情があればそれも参酌しながら、貸付契約における「利息」の意味を確定していくことになる。

(4) 既存の貸付契約における「利息」の意味

当事者の共通の意思が明らかでないという前提で、上に述べたような解釈基準を用いて、既存の貸付契約における「利息」の意味について、以下に簡単に検討する。

貸付時において当事者の間で行われていた取引が専ら通常の融資取引であったような場合、かかる取引において「利息」は通説的意味に理解され、そのような意味で用いられていたものと考えられる。なぜなら、上に述べたとおり通説的意味は、「利息」の一般的な取引概念に従い措定されたものであるからである。したがって、当該貸付契約の「利息」は、契約の事情または契約の主要な目的においてそれに反する特別な要因がない限り、通説的意味を有するものと解されると思われる。その場合、上述のとおり、利息条項において「利息」という用語が用いられていることにより、貸主のマイナスローン金利の支払義務の存在は否定されることになる。

これに対し、貸付時に両当事者が置かれていた取引環境において、運用する側が運用先に対価を支払うマイナス利回りの取引が行われ、またはかかる取引が現実的に想定され、「マイナスの利息」の概念も一般的なものとして理解されていたような場合⁶、貸付契約における「利息」も「拡大された意味」を有すると解される可能性が残るようになる。この場合、貸主のマイナスローン金利の支払義務は、

「利息」という用語を用いたことだけでは否定されず、それを否定するためには他の理由(たとえば2.に説明する支払についての規定からのアプローチ)を求めなければならないことになる。

(5) 今後の貸付契約における「利息」の意味

今後締結される貸付契約における「利息」の意味を考えるにあたっては、既存の貸付契約の場合と、若干異なる状況を考慮に入れる必要があると考える。

日銀はマイナス金利の導入に際し、マイナスの利率を当座預金の「利息」^{注7}の利率として定め^{注8}、「プラス金利にかかる利息とマイナス金利にかかる利息をネットアウトした差分の金額を、補完当座預金制度の「利息」として支払い(又は受け取り)ます。」と説明している^{注9}。日銀の当座勘定規定第17条第1項は、取引金融機関が日銀が別に定める手数料等を支払う義務を負う旨定めているが、マイナス金利に係る利息はかかる手数料としてではなく、同規定第16条ただし書に定める利息として位置づけたのである。

日銀当座預金勘定における「利息」に「拡大された意味」が付与されたことは、「利息」の意味についての一般的な理解に一定の影響を及ぼすのではないかとと思われる。また、日銀によるマイナス金利の導入にともない通常の変動金利型貸付においてマイナスローン金利の可能性が広く認識され始めている。これらの状況がより一般化した場合、通常の融資取引を行っている当事者の間でも「マイナスの利息」の概念が一般的となり、通常の取引慣行に照らした解釈によっても貸付契約における「利息」が「拡大された意味」を有すると解される場合が出てくるかもしれない。

2. 支払についての規定からのアプローチ

(1) アプローチの内容

「利息」の意味を云々するまでもなく、利息条項に借主の貸主に対する利息の支払義務のみが定められていることを以って、当該支払についての規定は、貸主にマイナスローン金利の支払義務を課さないという当事者の意思の表れであるとのアプローチもあろう^{注10}。

(2) 想定される反論の検討

かかるアプローチに対しては、利息条項に借主による支払義務のみが定められているのは単にマイナスローン金利を想定していなかったからで、マイナスの適用利率になった場合には貸主にマイナスローン金利を支払う義務を負わせないということまで含意したものであるのではないとの借主からの反論があり得よう。また、逆にマイナスローン金利がある程度想定される状況下で締結された貸付契約においては、もし、マイナスの適用利率になった場合に貸主にマイナスローン金利の支払義務を負わせないつもりであるならばその旨の規定を置くのが自然であり、借主による支払義務のみを定めることによってその意図を達成したと考えるのは不自然であるとの指摘もあり得る。

したがって、利息条項に借主の貸主に対する利息の支払義務のみが定められていることは、貸主のマイナスローン金利支払義務の存在を否定する一つの要素にはなるものの、決定的な理由にはならないように思える。

3. 貸主によるマイナスローン金利の支払義務の有無を検討する意義

貸主によるマイナスローン金利の支払義務の有無は、実際に借主からマイナスローン金利の請求を受けるか否かという点からのみ問題となるものではない。マイナスローン金利の可能性についての現実的対処として、適用利率の下限をゼロとする旨の契約変更が案件ごとに考えられているようであるが、もともとの貸付契約において貸主にマイナスローン金利の支払義務があると認められるか否かで、かかる契約変更の意味合いも異なってくる。もともと貸主にマイナスローン金利の支払義務はないということであれば、かかる契約変更はいわゆる「疑義を避けるため」のものであり、特段問題はないと思われる。他方、もとの契約において貸主にマイナスローン金利の支払義務があるということであれば、かかる契約変更は貸主に有利な契約変更であり、その対価の要否あるいは場合によっては法令適合性についても検討を要することになる。

貸主によるマイナスローン金利の支払義務の有無は、上述のとおり様々な要素を考慮に入れた契約解釈であるため、貸主と借主の見解が相違した場合、一方当事者が確定的に判断することは困難であるが、何らかの形でその問いに対する整理を行った上で次のステップに進むことが望ましいのではないかと考える。

以上

- (注1) 平成28年2月19日付で金融法委員会から、この問題を論じる論考「マイナス金利の導入に伴って生ずる契約解釈上の問題に対する考え方の整理」(以下「考え方の整理」という。)が発表された。
- (注2) 奥田昌道編「新版注釈民法(10) I 債権(1)」(有斐閣、2003年)(以下「新版注釈民法(10) I」という。)340頁
- (注3) 「考え方の整理」2頁
- (注4) 川島武宜、平井宜雄編「新版注釈民法(3)総則(3)」(有斐閣、2003年)(以下「新版注釈民法(3)」という。)70-71頁
- (注5) 新版注釈民法(3)74頁
- (注6) 具体的な場合を想定することは難しいが、(5)において述べるように、日銀当座預金勘定規定における「利息」には「拡大された意味」が付与されていることに鑑みれば、日銀と取引金融機関との間の取引環境に類似するような取引環境を想定することも考えられるのではないかとと思われる。
- (注7) 日銀の当座勘定規定 第16条には、「当座預金には利息を付さない。ただし、日本銀行が特に必要と認める場合には、日本銀行が別に定めるところにより利息を付すことができる」と定められている。
- (注8) 日銀の当座勘定規定第16条ただし書を受けた「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」(平成20年10月31日決定)が平成28年1月29日に改正され、その4「適用利率」において政策金利残高について年-0.1%の適用利率が定められた。
- (注9) 日本銀行当座預金のマイナス金利適用に関する実務面のQ&A(取引先金融機関向け)(2016年2月10日版)のQ7の回答(4頁)
- (注10) 「考え方の整理」2頁

[後藤 出](mailto:izuru.goto@city-yuwa.com) シティユーワ法律事務所 パートナー弁護士
izuru.goto@city-yuwa.com

各種金融取引の組成に関するアドバイス、会社の資金調達、運用に関する会社法、金融商品取引法、銀行法その他関連法規上の諸問題に関するアドバイスを専門分野とする。